

付 議 第 4 号

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別記訴訟事件の事務を教育長に補助執行させることについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき、知事から協議がありましたので、これに同意することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第25号の規定に基づき議決を求めます。

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

本議案は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、知事から下記訴訟事務を教育長に補助執行させることに関して協議があったことにつき、同意の議決を求めようとするものである。

記

1 事件名

高知地方裁判所 平成21年（行ウ）第4号

怠る事実の違法確認等請求事件

2 訴の提起年月日

平成21年3月30日

3 当事者

原告 (個人名)、(個人名)

被告 高知県知事

4 訴の内容

財団法人高知県文化財団の埋蔵文化財センターは、高知県からの委託費の一部を目的外に流用して、平成20年4月17日に2,929,643円を解雇予告手当として支出したが、解雇予告のない即日解雇であったので、労働の対価を得ないままの支払いであり、高知県の公金に損害を与えた。また、目的外の流用という違法・不当な支出であるにもかかわらず、高知県知事は返還請求を怠った。

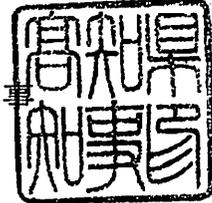
よって、請求を怠る事実の違法確認及び知事が財団法人高知県文化財団に損害賠償請求することを求める。



21高法務第16号
平成21年4月10日

高知県教育委員会委員長 様

高知県知事



訴訟事務の補助執行に関する協議について

地方自治法第180条の2の規定に基づき、下記事件の訴訟事務を教育長に補助執行させることに関して協議します。

記

事件番号	高知地方裁判所 平成21年（行ウ）第4号
事件名	怠る事実の違法確認等請求事件
原告	██████████
被告	高知県知事

(参考)

1 主 旨

- 昨年4月に(財)高知県文化財団が埋蔵文化財センターにおける発掘作業のために雇用していた作業員21名を解雇したが、解雇に伴って支出した解雇予告手当約3百万円の財源を巡って、知事を被告とする住民訴訟が提起された。
- 埋蔵文化財センターの発掘作業に関する業務は教育委員会の所管であるため、知事から訴訟事務を教育長に補助執行させることに関して協議があり、平成21年3月18日の臨時委員会に付議し議決をいただき、訴訟準備を進めていたところ。
- その後この訴訟は原告側の二度の準備書面の補正を経て、4月2日付けで取下げられたが、取下げ直前の3月30日、同じ案件について、同じ住民から、知事を被告として別件の訴訟が提起された。
- 今回付議する内容は、前回と同じく教育長に訴訟事務を補助執行させることについて知事からの協議があったので、これに同意することの議決をお願いするもの。

2 住民監査請求・住民訴訟の経緯

(1回目の訴訟)	(2回目の訴訟)
<p>20/12/12 住民監査請求</p> <p>不用な解雇予告手当の支払いによって県に損害を与えた埋蔵文化財センター職員に損害相当額の返還を求める。</p>	
<p>20/12/18 住民監査請求却下</p> <p>当該支出は県の公金支出ではない。ほか</p>	
<p>21/1/16 住民訴訟提起</p> <p>(埋蔵文化財センター職員に対する返還請求を)怠る事実の違法確認と、同職員に対する損害賠償請求を求める。</p>	
<p>21/1/26 原告準備書面の補正</p>	<p>21/1/26 住民監査請求</p> <p>県から支出した委託費を文化財団は違法・不当に流用して解雇予告手当を支払っているので返還請求の勧告を求める。</p>
<p>21/2/10 原告準備書面の補正</p> <p>知事は、文化財団又は職員に対して委託料から違法・不当に支払った解雇予告手当相当額の返還請求を怠る事実の確認と、損害賠償の請求を求める。</p>	<p>21/3/24 住民監査請求棄却</p> <p>県の委託料を流用したことには当たらない。ほか</p>
<p>21/4/2 住民訴訟取り下げ</p>	<p>21/3/30 住民訴訟提起</p> <p>知事は、文化財団又は職員に対して委託料から違法・不当に支払った解雇予告手当相当額の返還請求を怠る事実の確認と、損害賠償の請求を求める。</p>